

令和8年度 社会福祉法人下呂市社会福祉協議会 事業計画

〈 使 命 〉

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを実践します。

〈 基本理念 〉

いつまでもあなたらしく暮らせるよう応援します。

〈 行動指針 〉

- 一、 私たちは、地域住民が福祉活動に参画できる機会を創出します。
- 一、 私たちは、笑顔で一人ひとりの声に耳を傾け、地域住民と共に困りごとの解消に取り組みます。
- 一、 私たちは、法や規則を守り正直に対応します。

基本方針

年少人口と生産年齢人口は減少し続け、老年人口は急速に増加している下呂市において、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、地域における福祉課題が複雑・多様化する中、福祉ニーズに迅速、的確に応え、「誰もが安心して暮らすことができるまちづくり」の推進役としての社会福祉協議会の役割が益々重要となっています。

人と人がつながり、住民一人ひとりが主体となり、年齢・性別・国籍・障がいの有無に関わらず、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域をとともに創っていくことができる、「地域共生社会」の実現に向け、地域包括支援ケアシステムや生活困窮者の自立支援などと共に、重層的に連動した「包括的支援体制づくり」が求められています。

権利擁護支援を軸に、誰もが相談できる窓口を提供し、自立した生活が送れるよう支援するとともに、地域の関係者・関係機関等とのネットワークを活かしながら住民参加による市民主体の地域福祉活動に積極的に取り組みます。

介護サービス・障がい福祉サービス事業においては、安定的・継続的事業運営のため、介護職員等の人材確保や経営改善に取り組み、明確な方向性を協議し示していくように努めます。

また、持続可能な組織としていくため「下呂市社会福祉協議会中期経営計画」の策定に着手し、法令遵守の徹底と労務管理システムの導入を通じた業務効率の向上を図っていきます。

以上をふまえ、令和8年度は以下の事業項目に対して重点的に取り組んでまいります。

《総務管理課》

組織基盤の強化を目的に令和 7 年度に検討を進めた重点項目を中心に取り組むことで、基本方針の実現を目指します。また、定期的な役員会の開催や広報誌等を通じた地域福祉活動の周知などにより引き続き社会福祉法人として事業運営の透明性に努めます。

【重点項目】

1. 「下呂市社会福祉協議会中期経営計画」策定着手

目まぐるしく変わる社会情勢や福祉ニーズに対し、安定的かつ持続可能な運営、サービス提供を行っていくために、標記計画の作成が求められています。令和 8 年度は計画策定に向けたスケジュールリングや情報収集、策定の在り方などの検討を進めます。

2. 人事・労務管理システムの導入、生成 AI システム導入の検討

限られた職員で効率的に業務を行うため、令和 7 年度までに検討を進めてきた勤怠管理や人事管理や給与処理に関する手続きのシステムを導入いたします。また、職員の混乱を避けスムーズな業務移行を目指すため、職員説明会やデモ運用などを行います。併せて業務効率向上を目的とし、更なるデジタル化や生成 AI 導入の検討を進めます。

3. 人材育成

今年度よりスケジュール等が変更となった、人事考課制度を着実に運用・浸透するために人事考課に関わる研修の実施や随時進捗状況の把握などを行い、職員のスキルアップや人材育成を目指します。更には、以下に掲げる各種研修や説明会を行うことで職員の制度や規程等に対する理解の拡充・法令遵守の徹底を図ります。

研修等名称	研修内容	実施予定月
第 1 回職員説明会	令和 7 年度末改正 各種規程に関する説明会	4 月
法令遵守研修会	法令遵守とは 付属研修：「セキュリティポリシー」もしくは 「無事故・無違反」について	10 月
ハラスメント研修	利用者や支援者からのハラスメント対策について	11 月
人事考課研修会	自己評価の付け方	2 月
考課者研修	面談の仕方について、評価の付け方について	2 月
労務管理システム説明会	労務管理システム運用などについて	随時

4. 諸規程の整備と規程集の作成

役職員が閲覧しやすくなるよう、規程集を作成します。また、社会情勢や各種法制度の改正に伴い、本会の諸規程等の変更を行うと共に、随時職員への説明会を実施します。

5. 下呂市シニアクラブ連合会事務局業務を通じた介護予防やつながりづくりの強化

令和 7 年度より受託した表記業務が 2 年目となります。市連合会および各地域連合会を一体的に受託したことにより連携を図りながらシニアクラブ活動を支援できしており、各種行事も増加しています。シニアクラブ会員の自主的な取り組みを促しながらも、担い手不足の負担軽減のため、積極的に活動に寄り添い支援することで、会員増や高齢者の生きがいづくりの一助となることを目指します。

《地域福祉課》

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終年度として、これまでアプローチしてきた活動団体等に対する支援を積極的に行うとともに、各種相談事業の機能強化を図ります。

また、令和8年度は第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定年度となるため、地域福祉課題の整理をはじめ、地域に必要な福祉活動を模索し、効果的な福祉活動が展開されるための環境づくりに努めます。

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 7つの施策と社協の重点事業
施策1：地域を支える人材を育てます
●生活支援を行うボランティア活動の活性化を図るため、地域の実情に応じたボランティアセミナーの開催などにより、新たな担い手の発掘を行います。
●下呂ネットと共同制作の福祉活動を周知するコーナーにより、福祉に触れる機会を創出します。
施策2：地域で顔の見える関係とつながりを広げます
●福祉活動専門員の働きかけにより、介護予防に効果のある体操や新たな交流機会のモデル開催などを行い、新規活動団体の創出を目指します。
●住民による自主運営が継続できるよう、「集いの場応援備品」の貸出しや相談などの積極的な伴走支援を行うとともに、各種団体との一層の関係性構築を図ります。
施策3：地域で支えあいのネットワークをつくれます
●R7 更新した「福祉委員活動の手引き」を活用し、見守り活動の活性化を図ります。手引きの内容を検証するとともに、効果的な説明などについて研究します。
●ボランティアセンター機能を活用した、支えあい活動のコーディネートを図ります。
施策4：住みやすい環境づくりを進めます
●子育て支援の一環として社協寺子屋や子どもニコニコ食堂を実施し、地域主体の住民活動に移行できるよう推進します。
●料金改定した移送サービス事業の運営に混乱が無いよう、ご利用者および当該家族に丁寧な説明を行います。また、市内にサービス提供が困難な事例がないか研究します。
●物価高騰の影響を受ける家庭を支えるため、フードドライブを活用した生活支援を試行的に実施します。また、地域食堂やフードドライブ事業を定期的に実施する必要性について検討します。
施策5：災害に負けない地域づくりを進めます
●災害ボランティアセンターの周知に合わせ、被災地支援活動や災害時対応の知識を普及します。
●災害ボランティア研修会を開催し、災害ボランティア事前登録者の拡充を目指します。また、関係機関と連携できるよう、市内外での連携体制の構築を図ります。
施策6：地域で安心して暮らせるよう相談機能を充実します
●社協が実施する権利擁護支援などをまとめた冊子を作成し、相談しやすい環境整備を図ります。
●コロナ特例貸付利用者にフォローアップを行い、必要に応じて家計改善などの支援を行います。
●法人後見事業について、県内の実施状況把握や支援機関へのアンケートなどにより、実現に向けた検討を進めます。
施策7：一人ひとりが自分らしく生活できる環境を整えます
●多様な福祉生活課題の解決に向け、包括的な支援を模索する検討会議を行います。
●様々な情報交換会で把握した市民の困りごとを共有し、個別支援と地域づくりの一体的な展開によるサービスの向上を図ります。

《在宅福祉課》

今後も在宅福祉の一端を担い、リーダー的役割を果たすこと、住民一人ひとりに寄り添う福祉サービス事業者として、質の高いサービス提供と安定した経営の実現を目指します。

・生産人口の減少の中、2040 年に向け、介護現場の生産性の向上、職場環境の改善（ICT の活用・デジタル技術の導入）、業務の明確化と役割分担、記録・報告書様式の工夫、情報の共有・OJT の仕組みづくり、業務の改善に取り組みます。

1. 介護サービス事業

国においても、中山間地域は、高齢者人口の減少から、介護需要のピークを迎えると見込まれています。また、生産人口の減少により担い手不足対策が急務であり、サービス質の確保や職員の負担の配慮など、人員配置基準の柔軟化等の再構築の方向性が出ています。

ここ数年介護保険事業所では、ご利用者の減少に加え、職員不足により、十分な職員体制を整えることが大変厳しいものとなりました。そのような中、デイサービスにおいては新たに2年間の指定管理を更新し初年度となります。縮小、統合を含め2年後の在り方を検討していく大切な期間となり柔軟な発想で提案していきます。また、新規事業として訪問型制度外サービスを開始し社協会費も使用することで安価なサービス提供により住み慣れた地域で暮らせるよう生活の向上をサポートします。

ご利用者の生活を支える事業所や関係機関との連携を深め市内全域の実情を把握し、生活圏域に合わせた事業の推進に努めてまいります。生産年齢の減少が見込まれるなか、社協一丸となり3年・5年後の介護ニーズに向けた事業の在り方について検討していきます。

（1）居宅介護支援事業所（ケアサポートセンター）

・本会介護支援専門員として、地域社会を支える各種関係機関や地域住民の皆様と連携を深め、多様化するニーズの対応や地域の生活課題や福祉ニーズの掘り起こしに努め、インフォーマルなサービス（介護保険外サービス）の活用も視野に入れ、不足している社会資源や地域における課題解決対策を提案します。

・住み慣れた地域で安心して暮らせるサービス提供を目指し、笑顔でご利用者の声に耳を傾け、地域に信頼感を持っていただける事業所になるように努めます。

・ペーパーレス化に取り組み事務作業の効率化を進め、業務改善に向けて各自が課題意識を持ち業務に努めます。

（2）訪問介護事業所（ホームヘルプステーション）

・ご利用者が可能な限り、自立し安心して在宅生活が送れるように信頼関係を築き多職種と連携を図りながら質の高いサービスの提供を目指します。

・新規事業である訪問型保険外サービスを地域住民、他事業所等への周知に努め、柔軟なサービスを提供する事で利用者の生活の向上を目指します。

（3）訪問入浴介護事業所（訪問入浴サービスセンター）

・ご利用者のADLに合わせたサービス提供を行い、提供サービス内容の改善、質の向上に積極的に取り組みます。

・安定した運営の為に事業所の効率のよい業務が行えるよう検討します。

（4）通所介護事業所（デイサービスセンター）

・ご利用者一人一人のニーズに向き合い質の高いサービスを提供することによって、顧客満足度の

向上を図り、事業運営の安定化を目指します。

- ・介護テクノロジーを積極的に導入し、業務の効率化と生産性向上を図ることで、職員の負担軽減と人材の確保・定着に取り組みます。これにより、職員が直接的な介護に専念できる時間を創出し、専門性を最大限に発揮できる環境を整備します。

2. 障がい福祉サービス事業

共生社会の実現に向け、誰もが互いに尊重し合い、共に支え合いながら生活できる社会を目指します。そのために、ご利用者やご家族の思いに耳を傾け、下呂市の福祉サービス、就労支援等の地域課題を一つずつ解決に向け取り組んでいきます。また、下呂市や関係機関とのネットワークを強化し、障がいの理解を深める活動を進め、障がいがある方の生活を皆で支える地域を構築します。

(1) 障がい者就労継続支援 B 型事業（就労支援センター）

- ・障がいがある方の個性や能力を活かす方法を考え、一人ひとりのニーズに合わせた支援をおこないます。より良い支援をおこなうために、職員の専門性を高めていきます。
- ・生産活動等を通じて、地域社会への参加、交流の機会を提供し、ご利用者自身が共生社会の実現に向けた活動の主体になることを目指します。
- ・工賃のさらなる向上に向け、ご利用者に適切な支援をおこない作業能力の向上を目指します。請負業務の開拓、見直しをおこない、自主製品の開発、販路拡大を検討します。また、地域企業や産業との積極的な関わりを持ち、地域に根差した事業所を目指します。
- ・地域ごとのニーズを把握し、ご利用者、ご家族の思いに耳を傾け、必要とされるサービスの実施を積極的に検討し、対象者に選ばれる魅力ある事業所を目指します。

(2) 居宅介護（身障ホームヘルプ）・生活介護（身障デイサービス）・移動支援等

- ・介護サービス事業と一体的に推進し、日常生活を支えるサービスとして切れ目のないサービス提供(体制構築)を目指します。
- ・専門性の高い職員を育成に取り組み、多様化するニーズに対応できることで、在宅サービスが適切に利用できる体制作りを目指します。